

鎌倉市犯罪被害者等支援条例に基づく連携協力に関する協定書

鎌倉市（以下「甲」という。）及び神奈川県鎌倉警察署（以下「乙」という。）は、鎌倉市犯罪被害者等支援条例（令和7年3月条例第28号。以下、「条例」という。）における犯罪被害者等支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、条例第3条に規定する基本理念に基づき、甲及び乙が相互に連携協力して犯罪被害者等を支援することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、もって誰もが安心して暮らすことができる共生社会を実現することを目的とする。

（連携協力する事項）

第2条 甲及び乙は、犯罪被害者等が必要とする支援並びに広報及び啓発について連携協力するものとする。

（協議）

第3条 この協定に定めのない事項で協議する必要があるとき及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙は協議して必要な事項を決定するものとする。

（効力）

第4条 この協定は、締結日から効力を有するものとする。

（協定の有効期間と更新）

第5条 この協定の有効期間は、本協定締結日の属する年度の3月31日までとする。

2 甲又は乙が、この協定の期間が満了する3か月前までに異議を述べないときは、この協定は更に1年間更新されるものとする。その後の期間満了時の更新についても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名した上、それぞれ各1通を保有する。

令和7年（2025年）4月22日